

剰 余 金 処 分 案

自 年 月 日
至 年 月 日

(円)

I 当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）

1	当期純利益金額又は当期純損失金額	××	
2	前期繰越剰余金又は前期繰越損失金	××	
3	過年度税効果調整額	<u>××</u>	×××

II 組合積立金取崩額

1	特別積立金取崩額	××	×××
---	----------	----	-----

III 剰余金処分額

1	利益準備金	××	
2	教育情報費用繰越金	××	
3	組合積立金		
	特別積立金	××	
	〇〇周年記念事業積立金	××	
	役員退職給与積立金	<u>××</u>	×××
4	出資配当金	××	
5	利用分量配当金		
	共同購買事業配当金	××	
	〇〇事業配当金	<u>××</u>	<u>×××</u> <u>×××</u>

IV 次期繰越剰余金

×××

【作成上の留意事項】

- (1) 利益準備金、教育情報費用繰越金、組合積立金のうちの特別積立金は、当期純利益金額（繰越損失がある場合にはこれをてん補した後の金額）をもとに計上すること。
- (2) 出資配当及び利用分量配当は上記処分を行った後に行うこと。
- (3) 出資商工組合、企業組合、協業組合は、教育情報費用繰越金の処分はない。
- (4) 脱退者への中協法第 20 条による持分払戻しがあるときは、別に、脱退者持分払戻計算書を作成する。
- (5) 税効果会計を適用する最初の事業年度において、過年度に発生した一時差異等（繰延税金資産と繰延税金負債の差額）を処理する場合には、過年度税効果調整額として、当期未処分剰余金に表示する。